

国際熱帯木材機関（ITTO）概要

1. 目的

- ①熱帯木材の貿易と有効利用に関する議論、②熱帯林の持続可能な経営に関する議論、③国際協力の推進

2. 経緯

- 一次産品の価格の安定及び開発途上国の輸出所得の安定等を目的とした国際商品協定の一つとして、「1983年の国際熱帯木材協定」に基づき、1986年に設立された（国際商品協定には、このほかコーヒー、ココア等合計5品目の協定がある）。
- 現在は、2011年12月に発効した「2006年の国際熱帯木材協定」（06年協定：ITTA2006）を根拠として活動している。ITTA2006は、目的に違法伐採問題への対処を明記したほか、プロジェクトへの拠出に当たり課題別勘定を新設するなど、現在の熱帯木材を巡る状況に対応したものとなっている。

3. 加盟国

生産国25カ国、消費国37カ国の計62カ国とEUとなっている（2012年10月現在）。なお、2011年12月のITTA2006の発効に伴い、ITTA2006を批准できていない旧加盟国が12カ国あり、早期の批准が求められている。

4. 本部所在地

横浜市西区みなとみらい（パシフィコ横浜の横浜国際協力センター内に設置）

5. 事務局長

エマヌエル・ゼメカ（カメルーン出身、任期は2011-2014で、現在2期目）

6. 活動状況

「熱帯天然林の持続可能な経営のためのガイドライン」等技術的なガイドラインの策定などのほか、違法伐採対策、熱帯木材貿易の統計情報能力の向上、環境配慮型伐採方法の普及・訓練、熱帯木材の利用効率の向上等のプロジェクトを実施している。

なお、ITTO設立から2011年12月末の期間において、1,050件以上のプロジェクト等を実施し、その総額は3億9千万ドルとなっている。

国際熱帯木材機関（ITTO）加盟国一覧

（2012年10月現在）

生産国（25カ国）	消費国（37カ国とEU）
<p>【アフリカ地域】（10カ国）</p> <p>ベナン* カメルーン コンゴ共和国 コートジボアール コンゴ民主共和国 ガボン ガーナ リベリア トーゴ マリ*</p> <p>【アジア・太平洋地域】（8カ国）</p> <p>カンボジア フィジー インド インドネシア マレーシア ミャンマー パプアニューギニア フィリピン</p> <p>【ラテンアメリカ及びカリブ地域】（7カ国）</p> <p>エクアドル グアテマラ ガイアナ ホンジュラス メキシコ パナマ ペルー</p>	<p>オーストラリア カナダ 中国 EU（27カ国） アルバニア* オーストリア ベルギー ブルガリア* キプロス* チェコ* デンマーク エストニア* フィンランド フランス ドイツ ギリシャ ハンガリー アイルランド イタリア ラトビア* リトアニア* ルクセンブルグ マルタ* オランダ ポーランド ポルトガル ルーマニア* スロバキア* スロベニア* スペイン スウェーデン 英国 日本 ニュージーランド ノルウェー 韓国 スイス 米国</p>

※1 94年協定加盟国のうち、06年協定で未批准の国は、消費国2カ国（エジプト及びネパール）、生産国10カ国（中央アフリカ、ナイジェリア、タイ、バヌアツ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、スリナム、トリニダーゴ・トバゴ、ベネズエラ）の計12カ国。

※2 *は94年協定においては未批准であったが、06年協定で新たに批准した国。